



令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業

うきは市では10万円を現金で支給します!

来年春卒業・入学・新学期に向けて、子育てに係る商品やサービスにご活用ください。

令和3年12月から支給対象者の皆様に「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事前通知」による受給確認を行い、給付金の支給を開始しています。

先行給付につきましては10万円の内、5万円についての支給を行っていますが、残り5万円については準備が出来次第支給を開始する予定です。

また、支給にあたっては、申請が『必要な場合』があります。今回は申請が必要な方についてのご説明をいたします。

■対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童
- ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）

■支給対象者

支給対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方（所得の高い方）に対し支給されます。（児童手当受給者、もしくはそれに準ずる対象者）

■申請が必要な方（「支給事前通知」が届いていない方）

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（新生児も含む）
- ・令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）のみを養育する方（別居での養育を行っている方も含みます）

■申請期限 令和4年2月28日（月）

（2/14～3/31に出生した新生児は、誕生日から15日以内に申請してください。）

※支給事前通知、支給決定通知、申請勧奨通知等がお手元に届かない方は下記お問い合わせ先までご確認ください。

申請書はうきは市ホームページもしくは下記にて入手ください。

- 問合せ・申請書配布場所 うきは市福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961
〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）のご案内



申請忘れはありませんか

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。申請期間は令和4年2月28日までです。申請していない方はお早めに下記窓口へお越しください。詳しくは広報うきは令和3年7月1日号及びうきは市HPをご覧ください。

- 対象者：平成15年4月2日（障がい児の場合平成13年4月2日）以降令和4年2月28日までに出生した児童を養育している方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税均等割非課税の方と同じ水準になっている方

- 申請窓口 うきは市福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961